

静岡県告示第502号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県立美術館の観覧料徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月21日

静岡県知事 川勝平太

1 徴収受託者

(1) 前売券受託者

地区	受託者名称	住所
県内	株式会社大和文庫	静岡市清水区清水町5番18号
	株式会社戸田書店	静岡市清水区銀座4番6号
	株式会社谷島屋静岡本部	静岡市葵区千代田7丁目10-33
	株式会社サンコートラベル	静岡市葵区七間町5-1-403
	公益財団法人静岡県文化財団	静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号
	静岡県立美術館ミュージアムショップ共同企業体	静岡市駿河区谷田53-2
	草薙商店会	静岡市清水区草薙1-13-6
県外	株式会社大丸松坂屋友の会	大阪府大阪市中央区心斎橋筋1丁目7番1号
	株式会社マイブックサービス	東京都千代田区神田猿樂町2丁目5番8号

(2) 前売券・当日券受託者

地区	受託者名称	住所
県外	株式会社ローソンエンタテインメント	東京都品川区大崎一丁目11番2号
	チケットぴあ名古屋株式会社	愛知県名古屋市東区東桜二丁目13番32号
	コミュニティ・ネットワーク株式会社	東京都文京区本郷3-19-2 BHビル
	株式会社セブンドリーム・ドットコム	東京都千代田区二番町8番地8